

令和 2 年 11 月 26 日 議会運営委員会 議事録
9 時 58 分 開会

○出席委員 (6 人)

委員長 児玉 朋也

副委員長 和田 芳弘

委員 北地 範久、西村 一啓、網谷 芳孝、日城 究

議長 細川 雅子

副議長 寺岡 公章

○欠席委員 なし

○児玉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

市長さんがお見えですので、最初に挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 議会運営委員会開催ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○児玉委員長 それでは、議事日程にしたがいまして議事を進めてまいりたいと思います。

日程 1、議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部から、議案の概要について説明をお願いいたします。

総務部長。

○中村総務部長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和 2 年 12 月大竹市議会定例会（第 7 回）の議案の概要について、御説明をさせていただきます。

はじめに、議案第 84 号でございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員の前田興二氏が令和 3 年 3 月 4 日をもって、任期満了となりますので、引き続き選任することにつきまして、市議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第 85 号でございます。

延滞金の割合の改定に伴う関係条例の整理についてでございます。

改正の理由でございますけれども、地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日に施行されました。これに伴いまして、延滞金等の規定について所要の改正をするため、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正する条例でございますけれども、2 に書いてございます 10 の条例でございます。

改正の主な内容でございますけれども、1 番目といたしまして、特例基準割合こちらを延滞金特例基準割合に変更するという字句の変更、それから延滞金又は遅延利息の額の計算において、加算した割合が年 0.1% 未満の割合であるときには、年 0.1% の割合として計算することを規定するというものでございます。

施行期日は、令和3年1月1日でございます。ただし、施行前の期間に対応する延滞金または遅延利息につきましては、改正前の規定を適応しようとするものでございます。

続きまして、議案第86号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてでございます。

改正の理由でございますが、大竹会館改築等事業に伴いまして、大竹市役所大竹支所の機能を一時的に、大竹市立大竹小学校屋内運動場に移転をしております。改築工事が完了した後に、大竹支所の機能を元の位置に戻すということで、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、支所の位置を大竹市白石二丁目1番1号から大竹市本町一丁目9番3号に改めるものでございます。

施行期日は令和3年2月15日としております。

続きまして、議案第87号、それからその次の二つ、議案第88号、議案第89号でございますが、この三つは、いずれも指定管理者の指定期間についての改正でございます。

はじめに、大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正についてでございます。

改正の主な内容でございますが、指定管理者が管理を行う期間を3年から5年に延長するというものでございます。大竹市総合福祉センターの運営を継続的かつ安定的に行うことができるよう、指定管理者が管理を行う期間を変更するというものでございます。

施行期日は令和3年4月1日でございます。

議案第88号、議案第89号いずれも同様の改正でございます。指定期間を3年から5年に延長し、施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

改正の理由は、同じく運営を継続的かつ安定的に行うことができるように、本条例を改正をしようとするものでございます。

続きまして、議案第90号大竹市総合市民会館条例の一部改正についてでございます。

改正の理由でございます。勤労青少年ホームを廃止をいたしまして、勤労青少年ホームとして使用してございました場所を中央公民館に転用するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、勤労青少年ホームに関する規定を削除するとともに、勤労青少年ホームとして使用していた場所の使用料を、中央公民館の使用料として規定を整理するものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日となっております。

続きまして、議案第91号大竹市火災予防条例の一部改正についてでございます。

改正の理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴いまして、急速充電設備に関する基準が改正されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございます。急速充電設備の全出力の上限を50ワットから200ワットに変更し、あわせて急速充電設備本体、その他の部分の安全対策について規定をするというものでございます。電気自動車の普及に伴う改正と考えていただければと思います。

二つ目として、全出力50キロワットを超える急速充電設備の設置について、設置前に届

出をしなければならないことを規定するというものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日でございます。施行の際、現に設置され、または設置の工事がされているものにつきましては、従前の例によるというものを規定しております。

議案第92号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてでございます。

広島県市町総合事務組合の構成団体であります、世羅三原斎場組合が令和3年3月31日をもって解散し、同年4月1日から広島県市町総合事務組合を脱退することに伴いまして、同組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び規約を変更することにつきまして、関係地方公共団体と協議を行うため、市議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第93号でございますが、指定金融機関の指定更新についてでございます。

本市の指定金融機関として、株式会社四国銀行を指定しておりますが、その指定期間が令和3年3月31日をもって満了となります。引き続き同行を指定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとしております。

続きまして、議案第94号でございます。大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてでございます。

同休憩所については、これまで三倉岳県立自然公園協議会に指定管理者をお願いしておったものでございますが、引き続き指定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

続きまして、議案第95号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてでございます。

大竹市マロンの里の管理を行わせる指定管理者を指定することにつきまして、先ほどと同様、市議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者はこれまでと同じ、佐伯中央農業協同組合でございます。

指定期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなっております。

続きまして、議案第96号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）でございます。

補正予算額は、7,194万5,000円補正し、予算総額を215億5,721万2,000円とするものでございます。

はじめに、補正予算の内訳のほうから説明をさせていただきます。

重立ったものを説明させていただきます。それから新型コロナウイルス関係を説明させていただきますと思います。

第2款総務費でございますが、特別定額給付金給付事業2,699万4,000円の減額でございます。

こちらの事業が終わりまして、不用分を減額するものでございます。併せて国庫支出金のほうも事務費部分、それが1,659万4,000円、それから給付金部分が1,040万円、こちらを減額するものでございます。

次の戸籍住民基本台帳事務、こちらも新型コロナウイルス関係でございます。各種証明

書等をコンビニ交付するというものでございます。3,378万4,000円でございます。こちら財源といたしまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、10分の10でございますが、こちらを全額充てております。

続きまして、第3款民生費でございます。介護施設整備等補助事業でございます。これも新型コロナウイルス関係でございます。こちら県の補助金が10分の10ついております。294万2,000円でございます。こちらはメープルヒル病院に新型コロナウイルス対策として、簡易陰圧装置を設置するという内容のものでございます。

それからその下、感染症対策支援事業、こちら新型コロナウイルス関係でございます。介護予防活動グループの支援補助金として、1グループ当たり3万円を補助するというものでございます。こちら前回の補正のときも、組ませていただいたんですが、現在53グループありまして、新たにまだ設営される活動グループが今出てきているということで、その分を10グループほど見込んでおります。30万円ほど補正をしております。こちら歳入といたしまして、臨時交付金のほうを充てております。

それから、市立保育所運営管理事業でございます。そして、私立保育所等委託事業、こちら二つとも新型コロナウイルス関係でございます。それぞれ、施設に対しまして、50万円の補助をしようというものでございます。こちら県の補助金がついております。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援県補助金が10分の10ということで、550万円ついております。

それから、第4款衛生費でございます。下の医療体制支援事業、こちら新型コロナウイルス関係でございます。医師会、歯科医師会の新型コロナウイルス対応で、支援をしようというものでございます。医師会関係のほうは、1施設当たり100万円を上限として、それから歯科医師会のほうは50万円を上限といたしまして、国の支援制度を超える部分について支援をしようというものでございます。こちら臨時交付金のほうを充てております。2,214万円ということでございます。

それから、第7款商工費でございます。中小企業経営安定支援事業でございます。こちら新型コロナウイルス関係で、これは県が休業補償をした関係で上げておりまして、市の負担分ということでございますが、こちら事業のほうが終了しておりまして、不用分を減額するものでございます。1,651万7,000円を減額するというものでございます。

それから、第8款土木費でございます。道路・橋りょう新設、改良事業1,350万円、こちら恵川橋歩道橋の関係でございます。今年度2回の入札を実施いたしましたが入札不調でございました。原因を調査いたしましたところ、設計額と実勢価格のほうに開きがあるということで、そちらのほうを見直しまして、こちらを計上するものでございます。

続きまして、晴海臨海公園整備事業でございます。こちら事業を進めておりましたけれども、協議のほうが難航しておりまして、こちらのほうが今年度中の完成が困難ということで、その分を減額しております。5,580万円の減額でございます。なお、これについては再編交付金を充てておりますため、同額を第4款衛生費、保健衛生事務のところ、これは健やか安心基金への積立てになるんですけども、再編交付金を充てるということで計上しております。

続きまして、土木費の市営住宅御園団地整備事業650万円でございます。こちら御園集会所の解体の関係でございます。歳入といたしまして、市営住宅基金繰入金と同額の650万円を充てております。

それから、第10款教育費でございます。いずれもスポーツ振興事業、それから大竹駅伝競走大会開催事業、いずれも新型コロナウイルスの関係で開催を見送ったものでございます。91万円と208万7,000円、こちらを減額をするというものでございます。併せて収入で上げておりましたスポーツ大会参加料のほうも、減額をするというものでございます。

それから、歳入といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2次分が大体確定してまいりましたので、その分を今回繰り入れてございます。加えて財政調整基金のほうを減額をするという措置を行い、財源調整のほうを行っております。

以上が、歳入歳出の内訳でございます。

少し戻っていただきまして、2、繰越明許費の補正でございます。

こちらに記載の五つの分につきまして、年度内の事業の完了が困難ということで、繰越明許費の補正をさせていただいております。

先ほど、補正で上げましたコンビニ等交付システム構築事業でございますけれども、契約の見込みがあるんですけれども、業者のほうが対応がなかなか難しいということで、今年度中の完了が困難ということで、あらかじめ繰越明許費ということで対応させていただいております。

それから、その下の3、債務負担行為の補正でございます。五つの事業につきまして、来年度の業務に備えるため、入札など事前に実施する必要があるものにつきまして、追加をしております。

それから、4、地方債の補正でございます。今回の補正に伴いまして、変更するものでございます。河川整備事業が補正前1億6,380万円を限度額としておりましたけれども、これを1億7,000万円までとするものでございます。

続きまして、議案第97号令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算額は214万4,000円でございます。予算総額は3,603万1,000円とするものでございます。こちらは管渠施設改修工事、それから処理場改良工事、それぞれ110万円と104万4,000円を補正するものでございます。一般会計繰入金をその分に充てております。

それから、議案第98号令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算額は36万2,000円でございます。予算総額は6,775万円とするものでございます。こちらは決算前年度繰越金の半分を県納付金として18万1,000円、それから、一般会計繰出金として18万1,000円それぞれ充てるというものでございます。

続きまして、議案第99号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算額は588万4,000円でございます。予算総額は29億2,742万6,000円でございます。こちらは報酬改訂等に対応するため、システム改修をするということで、その委託料を

588万4,000円組むものでございます。補助金として、基準額の2分の1の340万円相当なんですが、この2分の1が補助金としてついております。170万円でございます。残りにつきましては事務費等繰入金で対応させていただきます。

続きまして、議案第100号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算額は732万6,000円、予算総額は5億1,423万2,000円でございます。税制改正に対応するため、システム改修委託料を80万5,000円、それから納付額が確定したため、保険料等負担金として652万1,000円を補正するものでございます。財源といたしまして、職員給与費等繰入金とそれからシステム改修事業補助金が16万円ほどついておりますので、そちらを充てております。残りは前年度繰越金を充てております。

続きまして、議案第101号令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

今回、県道乙瀬小方線御園橋付近で漏水がありまして、510万円の修繕費を支出しまして、流用で対応をしております。今後の緊急漏水等に対応するため300万円を増額しようとするものでございます。こちらが収益的支出の予定額の補正ということで300万円、予算総額は4億7,406万円とするものでございます。

それから、資本的支出の予定額の補正でございますが、令和2年度の利息の支払いが下がったということで、元利償還額が増えまして予算額を超えたため、その分を補正するというものでございます。補正予定額が15万3,000円、予算総額は4億9,301万9,000円となるものでございます。

それから、議案第102号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

まず、業務の予定量の補正でございます。単独整備事業を9,235万1,000円から1億1,035万1,000円に、1,800万円増額するというものでございます。今年度は新築住宅の建設に伴う下水道取付管及び公共ます設置の件数が例年と比較しまして、1.5倍以上増加しているということで、不足見込み分として1,800万円を補正するというものでございます。

資本的支出の予定額の補正のほうは、補正予定額の1,800万円、予算総額を7億4,339万3,000円とするものでございます。

すみません、訂正をよろしくお願いいたします。

4ページの議案第91号でございます。記載のほうが2の（1）50ワット、それから200ワットになっておりますが、50キロワット、200キロワットの誤りでございます。申し訳ございません。単位が違っておりました。

以上で、12月定例会の議案の概要について説明を終わります。議案の取り扱いについてよろしくお願いいたします。

○児玉委員長 ありがとうございました。

ただいま執行部のほうから議案について説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 それでは、議案の取り扱いについて事務局に説明をお願いします。

局長。

○田中議会事務局長 それでは、議案の取り扱いについて、事務局案を御説明申し上げます。

議案の上程につきましては、申し合わせにより、執行部の説明者ごとに一括となっております。お手元の議事日程に沿って、一括した議案のまとまりごとに取り扱いの御説明をしてまいります。

まず、議案第84号でございますが、人事案件でございますので、上程後、提案理由の説明を受け、委員会への付託を省略し、即決ということで考えております。

次に、議案第85号から議案第100号に至る 6 件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受けまして、議案第96号は総務文教委員会へ付託、議案第85号及び議案第97号から議案第100号に至る 4 件は、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第86号でございますが、上程後、提案理由の説明を受けまして、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第87号から議案第89号に至る 3 件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、いずれも生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第90号でございますが、上程後、提案理由の説明を受けまして、総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第91号でございますが、上程後、提案理由の説明を受けまして、総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第92号から議案第95号に至る 3 件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、全て総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第94号でございますが、上程後、提案理由の説明を受けまして、総務文教委員会へ付託と考えております。

なお、この議案第94号につきましては、西村議員が地方自治法第117条に規定される除外に該当いたしますので、他の議案と一緒にしておりません。

最後に、議案第101号及び議案第102号でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、いずれも生活環境委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○児玉委員長 ただいま事務局から議案の取り扱いの説明がございましたが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑がないようでございます。お諮りいたします。本件の取り扱いについて事務局案のとおり決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程 2、陳情・請願についてを議題といたします。

事務局に説明をお願いいたします。

局長。

○田中議会事務局長 それでは提出のありました陳情及び請願の取り扱いについて、御説明

申し上げます。

まず、大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情でございます。

提出者は、大竹地区14自治会長代表者、新町一丁目自治会長清水辰明氏でございます。
陳情の内容は配付の陳情文書表のとおりでございます。

取り扱いといたしましては、令和2年陳情第1号としまして、本会議初日に上程し、生活環境委員会へ付託と考えております。

続きまして、議会基本条例に遵守して陳情書の再審議をお願いする陳情でございますが、提出者は、谷和自治会長二井博文氏ほか510名でございます。

陳情の内容は配付の文書表のとおりでございます。

取り扱いといたしましては、令和2年陳情第2号といたしまして、本会議初日に上程し、会議規則第141条第1項のただし書きの規定により、委員会への付託を省略し即決と考えております。

陳情が採択された場合は、本会議最終日に意見書案を上程、即決と考えております。

慣例では、所掌の常任委員長が提出者に、他の常任委員長が賛成者となっております。本件については付託を省略しておりますが、総務文教委員長を提出者に、生活環境委員長を賛成者にと考えております。

意見書案につきましては、陳情文書表の別紙意見書案文を、各会派にお持ち帰りの上、御調整いただきまして、訂正等ございましたら、本会議予備日である12月4日金曜日までに、事務局に提出していただき、提出者及び賛成者で調整後、本会議最終日への上程、採決と考えております。

続きまして、議事録黒塗りに関する請願書でございます。

提出者は、谷和自治会長二井博文氏ほか506名でございます。

請願の内容は配付の文書表のとおりでございます。取り扱いといたしましては、令和2年請願第3号としまして、本会議初日に上程し、こちらは議会運営委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○児玉委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 私よく分からないんですけども、請願と陳情が3件ありましたよね。それで、委員会に付託をしない、するというのは、どういう判断によるんですかね。あまり詳しくは調べてもないんですけども、お願いします。

○児玉委員長 局長。

○田中議会事務局長 まず、陳情の第1号ですね。大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情でございます。こちらは生活環境委員会の所掌の内容になるかどうかということで、付託先を生活環境委員会に指定しているというものでございます。

そして、陳情第2号でございますけれども、こちらの陳情文書表に陳情項目というのがございます。昨年9月に谷和自治会のほうから、この太陽光発電に関することで陳情が出

されておりますけれども、こちらは今年の 3 月定例会で不採択となっておりますことと、それから、最後のところの陳情項目ですが、この記載の内容から付託先は両常任委員会、それから、議会運営委員会ともに適当でないと考えられまして、議会規則第141条の第 1 項のただし書きの規定ということで、委員会付託を省略し即決という提案をしております。

また、請願第 3 号のほうでございますけれども、これも請願文書表に請願事項というのが、2 項目ございます。こちらの請願事項にありますほうの会議録原本の公開、こちら大竹市議会の会議規則の規定に関する事項でございますので、地方自治法第109条第 3 項に規定された議会運営委員会の所管の事項に該当すると考えられましたので、議会運営委員会への付託という提案をさせていただいております。

以上でございます。

○児玉委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑はないようでございます。

それでは、お諮りいたします。

本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程 3、一般質問についてを議題といたします。

事務局に説明をお願いいたします。

局長。

○田中議会事務局長 今回の一般質問は代表制をとっておりますので、複数会派の代表につきましては、発言時間が60分、その他の議員につきましては、30分となっております。

一般質問の通告は、本日の 9 時30分まででございました。通告議員は 9 名でございます。発言順につきましては、本委員会終了後、議長室にお集まりいただき、抽選ということでよろしく申し上げます。

以上でございます。

○児玉委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑はないようですので、事務局の説明のとおり進めさせていただきます。

続きまして、日程 4、会期決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

局長。

○田中議会事務局長 会期決定につきまして、御説明申し上げます。

お手元の会期日程表案を御覧ください。

会期でございますが、12 月 3 日から12月17日までの15日間を考えております。

本会議を12月 3 日に開会し、会期決定、一般質問終了後に議案、陳情・請願の上程をし、先ほど御決定いただきましたとおりの取り扱いをいたします。

なお、予備日を12月4日ということで考えております。

次に、付託されました議案の審査のための各常任委員会の日程でございますが、7日、8日の2日間を考えております。

慣例でいきますと、総務文教委員会が7日、生活環境委員会が8日となります。なお、それぞれの常任委員会終了後、常任委員協議会の開催について、執行部より申し入れを受けております。

その翌日の9日でございますが、先ほど決定いただきましたように、請願審査のための議会運営委員会を、こちらの日程表のほうには書いてはございませんけども、開会いたしまして、その終了後、特別委員会を予定しております。

本会議最終日を12月17日といたしまして、付託議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。続いて、陳情・請願の結論が出ておりましたら委員長報告、質疑、討論、採決をいたしまして、12月定例会の閉会と考えております。

日程につきまして、調整をお願いいたします。

○児玉委員長 ただいま局長から説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 それでは、各委員長さん日程調整をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 それではお諮りいたします。

会期につきましては、12月3日から17日までの15日間とし、3日、木曜日10時から本会議。4日、金曜日を本会議予備日に。

また、各委員会等につきましては、7日、月曜日10時から総務文教委員会、その終了後、総務文教委員協議会を。

8日、火曜日10時から生活環境委員会、その終了後、生活環境委員協議会を。

9日、水曜日10時から議会運営委員会、その終了後、基地周辺対策特別委員会、その終了後、議会改革特別委員会を。

本会議、最終日は17日、木曜日10時からということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程5、議員派遣についてを議題といたします。

事務局に説明をお願いします。

局長。

○田中議会事務局長 それでは、議員派遣について御説明いたします。

議員派遣について（案）でございますが、こちらの資料を御覧ください。

令和2年度広島県市議会議長会議員研修会（西部ブロック）が、令和3年1月26日に開催されます。会場は東広島市でございます。

派遣議員は表記のとりの15名の予定でございます。本会議最終日にこちらの表を配付いたしまして、即決と考えております。ただし、定例会最終日まで不測の事態のた

め、欠席の連絡があった議員につきましては、この表からお名前を除き、議場に提出と考えております。

以上でございます

○児玉委員長 ただいまの事務局からの説明に対しまして、質疑等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑がないようでございますので、事務局の説明のとおり本会議で手続を行うことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程 6、その他を議題といたします。

今定例会での発言通告に関しまして、連絡事項がございます。事務局に説明をお願いいたします。

局長。

○田中議会事務局長 今年の 5 月臨時会以降、議会運営委員会での申し合わせを踏まえて、本会議と常任委員会等につきましても、速やかに事前通告していただくよう御協力をお願いさせていただき、会議運営を行っていただいたところでございます。

今定例会におきましても、発言の通告に関しまして、非常に短時間にはなってしまいますが、12 月 3 日の本会議については、11 月 30 日の月曜日の 17 時までに、以降の常任委員会、本会議につきましても、適宜速やかに事前通告への協力をお願いしたいと思います。

通告書の提出に当たりましては、会議時間の短縮や、説明員の待機人数の縮減など、円滑な会議運営のため、項目だけでなく、できるだけ具体的な内容の記載につきましても、御協力をお願いいたします。

なお、委員会での審査の過程において、説明の内容等によっては、急遽または追加での質問を必要とする場面もあろうかと思っておりますので、執行部の皆様には御協力をお願いしたいと考えております。

それから、一般質問のヒアリングについては、具体的に何が聞きたいのかを明確にしておいていただきますよう、引き続きお願いいたしますとともに、できるだけ接触を避けるため、密にならないような会場の設定、それから、60 分以内という時間制限のほか、場合によってはスカイプの活用検討もお願いしたいと思います。

以上でございます。

○児玉委員長 ただいま事務局から、発言の通告に関して、御協力の連絡がありました。引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

また、執行部のほうにも特に委員会では審査の過程において、事前通告があるもの以外にも、答弁等の対応をお願いすることもあるかと思っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

連絡事項は以上でございます。

本日の協議、連絡事項について、会派の代表におかれましては、各会派所属の議員に御周知をお願いいたします。また、執行部におかれましても本日の内容について、内部で御

周知をいただきますよう、お願いいたします。

以上で、予定されていた日程は全て終了いたしました。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

10時41分 閉会